

特定販売とは、その店舗において、その店舗以外の場所にいる者に対する動物用医薬品の販売または授与のことであり、具体的には、インターネット、カタログ、ファックス、電話等で広告し、メール、ファックス、電話等で注文、情報提供、相談応需を行う場合が該当します。

ただし、あくまでも店舗を根拠としての販売であり、あらかじめ動物用医薬品を携行し、店舗以外の場所で販売することは認められません。

また、特例店舗販売業は、当該地域の動物用医薬品入手の利便性の向上等を目的とした業態であることから、販売先を当該地域内に限定することが望ましいです。

このため、特例店舗販売業は、許可の目的を逸脱するため、インターネット等で広く広告を行うことはできません。